

長期脱炭素電源オークション実務説明資料 (制度適用期間前から発生する業務)

2026年3月
電力広域的運営推進機関

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

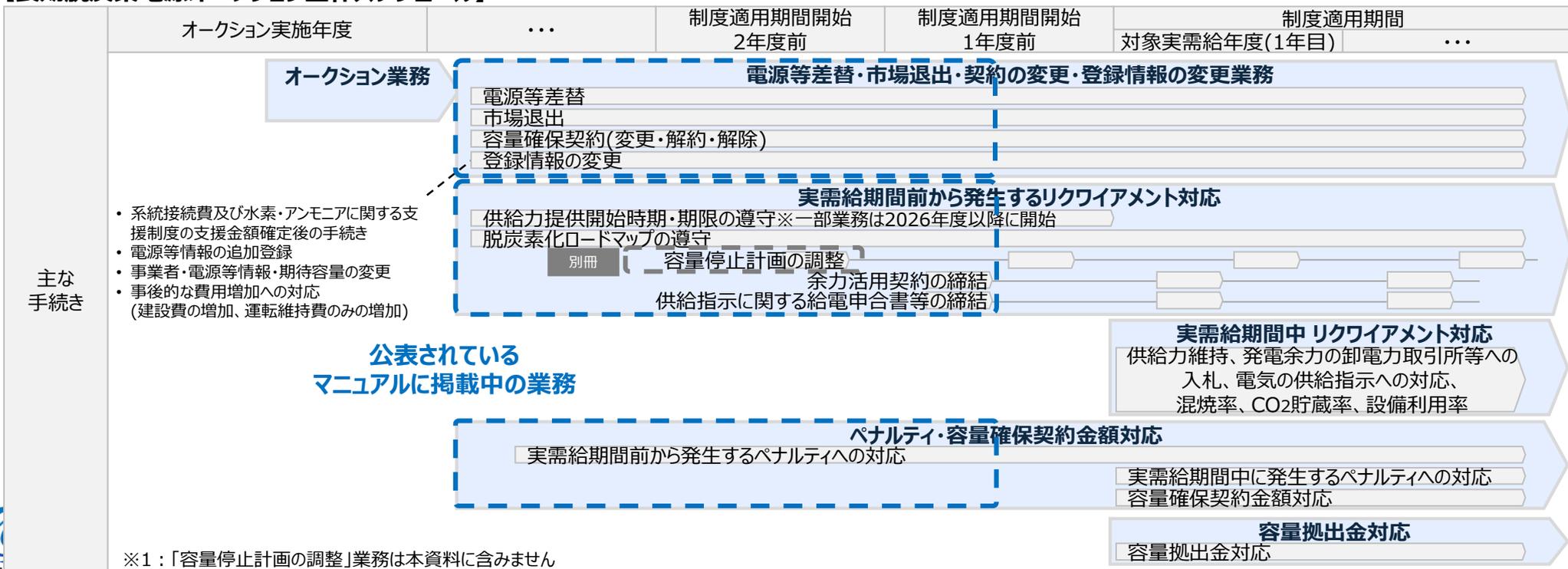
第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

- 本資料は、長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」）の落札電源が、契約締結以降、制度適用期間開始前から実施する可能性のある一部業務について、容量提供事業者に業務の手順を理解いただき、円滑に業務を遂行いただくことを目的としています。
- 本資料は、制度適用期間開始前から実施する可能性のある一部業務について記載した業務マニュアルの内容を説明しています。

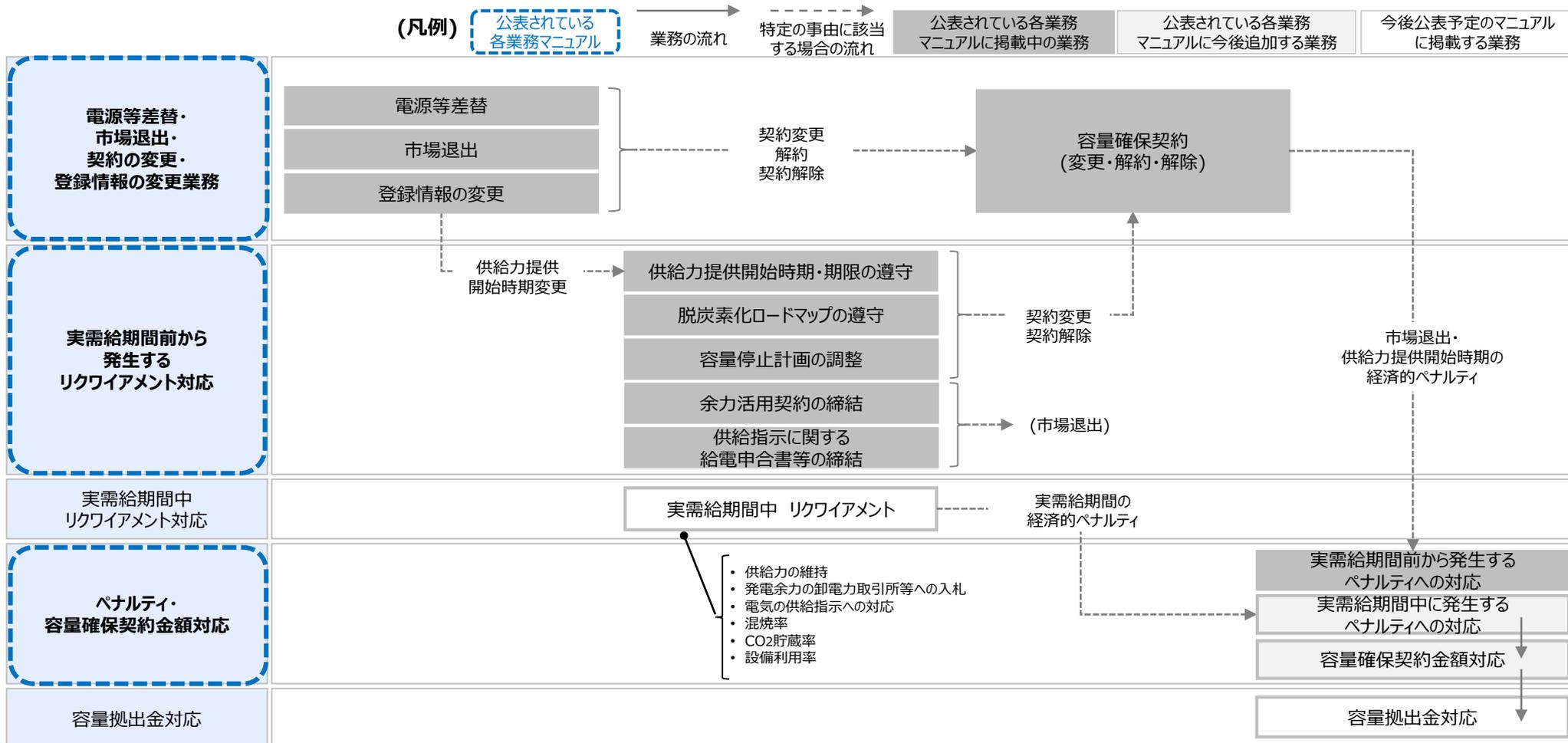
- 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）が運営する本オークションの全体スケジュールは、以下のとおりです。
- 本オークション落札電源は、電源ごとに実施タイミングは異なりますが、制度適用期間前から一部業務を実施することとなります。
- 「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務」、「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応」、「ペナルティ・容量確保契約金額対応」の業務マニュアル（以下「本業務マニュアル」）を公表しており、制度適用期間前から実施することとなる一部業務について掲載しています。
- 本資料では、本業務マニュアルについて説明しています。

【長期脱炭素電源オークション全体スケジュール】



1.1 本資料の説明内容③ 本業務マニュアルにおける構成と業務の関係性

- 本業務マニュアルは制度適用期間前から実施することとなる一連の業務を業務性質に応じて3編で構成しております。
- 各マニュアル内に記載の業務は前後で関係しているため、業務実施時には各業務の関係性を踏まえ、必要に応じて本業務マニュアルを相互に参照してください。



※1：「市場退出」や「供給力提供開始時期・期限の遵守」などに伴い制度適用期間前に経済的ペナルティが科される場合には、「契約変更・解約・解除」業務を通じて変更契約書、解約合意書、解除通知書に経済的ペナルティ額を記載し請求します

1.1 本資料の説明内容④ 本業務マニュアル記載対象の業務(1/2)

■ 業務の実施にあたっては『1.1 本資料の説明内容③ 本業務マニュアルにおける構成と業務の関係性』を踏まえて、各マニュアルに記載の章ごとの対象者を参照してください。

「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」マニュアルの記載業務

マニュアル名	章※1	マニュアルで説明する手続き
<div data-bbox="53 782 255 945" data-label="Text"> <p>電源等差替・ 市場退出・ 契約の変更・ 登録情報の変更 業務編</p> </div>	2章 電源等差替	
	➤ 電源等差替	<ul style="list-style-type: none"> 差替掲示板への掲載手続き 電源等差替に係る書類提出・審査手続き
	3章 市場退出	
	➤ 事業者の退出表明に基づく市場退出	<ul style="list-style-type: none"> 市場退出の書類提出・確認手続き
	4章 登録情報の変更	
	➤ 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 系統接続費及び制度支援金額※2の確定後の書類提出手続き
	➤ 電源等情報の追加登録	<ul style="list-style-type: none"> 条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き
	➤ 事業者・電源等情報・期待容量の変更	<ul style="list-style-type: none"> 事業者・電源等情報・期待容量の変更における情報・書類の提出手続き
	➤ 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）	<ul style="list-style-type: none"> 事後的な費用増加（建設費及び運転維持費の増加）に伴う増加金額の申請及び監視結果を踏まえた契約単価の変更手続き
	➤ 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）	<ul style="list-style-type: none"> 事後的な費用増加（運転維持費のみの増加）に伴う増加金額の申請及び監視結果を踏まえた契約単価の変更手続き
	5章 容量確保契約(変更・解約・解除)	
	➤ 容量確保契約の変更	<ul style="list-style-type: none"> 契約変更における書類内容確認、記入・押印の手続き
	➤ 容量確保契約の解約	<ul style="list-style-type: none"> 契約解約における書類内容確認、記入・押印の手続き
	➤ 容量確保契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> 契約解除における書類内容確認手続き

※1：各マニュアルの1章「はじめに」は記載を省略
※2：水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援金額

1.1 本資料の説明内容④ 本業務マニュアル記載対象の業務(2/2)

■ 業務の実施にあたっては『1.1 本資料の説明内容③ 本業務マニュアルにおける構成と業務の関係性』を踏まえて、各マニュアルに記載の章ごとの対象者を参照してください。

「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編」の記載業務

マニュアル名	章※1	マニュアルで説明する手続き
実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編	2章 供給力提供開始時期の遵守	
	<ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応 	<ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期の変更及び供給力提供開始時期確定時の手続き
	3章 脱炭素化ロードマップの遵守	
	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化ロードマップ改訂時の手続き
	4章 余力活用に関する契約の締結	
	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応 (締結初年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約の締結手続き (締結初年度)
	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応 (締結2年度目以降) 	<ul style="list-style-type: none"> 余力活用に関する契約の締結手続き (締結2年度目以降)
	5章 供給指示に関する給電申合書等の締結	
	<ul style="list-style-type: none"> 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応 (締結初年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気の供給指示への対応に係るリクワイアメント実施に先立つ給電申合書等の締結手続き (締結初年度)
	<ul style="list-style-type: none"> 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応 (締結2年度目以降) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気の供給指示への対応に係るリクワイアメント実施に先立つ給電申合書等の締結手続き (締結2年度目以降)

「ペナルティ・容量確保契約金額対応編」マニュアルの記載業務

マニュアル名	章※1	マニュアルで説明する手続き
ペナルティ・容量確保契約金額対応編	2章 実需給期間前から発生する経済的ペナルティへの対応	
	<ul style="list-style-type: none"> 請求への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 請求情報の受領後の経済的ペナルティ金額支払に係る手続き
	<ul style="list-style-type: none"> 支払不足への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 請求額に対して入金額が不足していた場合の手続き

- 本資料では、本業務マニュアルにおける容量提供事業者による対応が必要となる可能性の高い業務や、特にご留意いただきたい事項のある業務についてご説明します。

本業務マニュアルの章構成 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編

第1章 はじめに

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース
- 1.2 本業務マニュアルの構成

第2章 電源等差替

- 2.1 差替掲示板情報の登録
- 2.2 差替掲示板情報の変更・取消
- 2.3 電源等差替情報の登録
- 2.4 電源等差替情報の変更・取消

第3章 市場退出

- 3.1 事業者の退出表明に基づく市場退出

第4章 登録情報の変更

- 4.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 4.2 電源等情報の追加登録
- 4.3 事業者・電源等情報・期待容量の変更
- 4.4 事後的な費用増加への対応（建設費の増加）
- 4.5 事後的な費用増加への対応（運転維持費のみの増加）

第5章 容量確保契約の変更・解約・解除

- 5.1 容量確保契約の変更
- 5.2 容量確保契約の解約
- 5.3 容量確保契約の解除

Appendix

本資料の章構成

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約書の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

■ 本資料では、本業務マニュアルにおける容量提供事業者による対応が必要となる可能性の高い業務や、特にご留意いただきたい事項のある業務についてご説明します。

本業務マニュアルの章構成 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応 編

第1章 はじめに

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース
- 1.2 本業務マニュアルの構成

第2章 供給力提供開始時期の遵守

- 2.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応

第3章 脱炭素化ロードマップの遵守

- 3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 余力活用契約の締結

- 4.1 余力活用契約の締結に係るリクワイアメント対応（締結初年度）
- 4.2 余力活用契約の締結に係るリクワイアメント対応（締結2年度目以降）

第5章 供給指示に関する給電申合書の締結

- 5.1 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応（締結初年度）
- 5.2 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応（締結2年度目以降）

Appendix

本業務マニュアルの章構成 ペナルティ・容量確保契約金額対応 編

第1章 はじめに

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース
- 1.2 本業務マニュアルの構成

第2章 実需給期間前から発生する経済的ペナルティへの対応

- 2.1 請求への対応
- 2.2 支払不足への対応

Appendix

本資料の章構成

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約書の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

1.1 本資料の説明内容⑥ 2024年度からの主な変更点

■ 本資料の2024年度からの主な変更点は以下のとおりです。

	変更対象	変更内容	参照ページ
第2章	2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き	減額の適用対象単価を明記 <ul style="list-style-type: none"> 2025年度の制度変更のうち、物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法として、事業者が選択した補正方法に則り応札価格に含まれる各費用項目の補正有無を選択可能となったことを踏まえて、系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定に伴う減額の適用対象について、消費者物価指数による補正を選択時には「約定単価」に、その他の補正を選択時には「資本費」に適用する点を明記しました。 	P.23
	2.2. 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）	追加情報・書類を更新 <ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアル『参加登録・応札・容量確保契約書の締結』編における変更を踏まえて、契約締結後に提出が必要な追加情報・書類として以下を追加しています。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 余力活用に関する契約を締結したことが分かる書類 ✓ 調整機能の詳細情報 ✓ 発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量 	P.25
第3章	3.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応	供給力提供開始したことを証する資料の提出手続きの明記 <ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始したことを証する資料の提出手順、時期、対象資料を追加しました。 	P.33
		異議申立の審査基準を明記 <ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の審査基準を明確化するため、異議申立にあたり提出いただきたい書類及び確認観点を追加しました。 	P.36
第4章	4.1 容量確保契約の変更	契約変更事由の追加 <ul style="list-style-type: none"> 2025年度の約款更新を受けて、契約変更事由として以下を追加し、対応する確認観点を追加しています。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調整不調電源の容量確保契約の減額が決定した場合 ✓ 複数の契約電源を含む契約のうち、特定の契約電源が契約解除となる場合 ✓ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合 	P.44, 46, 47

1.1 本資料の説明内容⑦ (参考) 容量市場関連文書と公表状況(1/2)

■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っています。

関連文書		概要	公表状況	
容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～29年度向け 公表済	
	容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～27年度向け 公表済	
	長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2023～2025年度応札 向け公表済	
容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークション及び追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
容量市場 業務 マニュアル ※1※2	メイン オーク ション	参加登録・応札・容量確保 契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～29年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務 (全般) 編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～28年度向け 公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024～25年度向け 2026年度向け以降※3 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリゲート)) (発動指令電源)編	・算定諸元(容量停止計画、発電計画・発電上限等)の登録・アセスメント結果の確認、ペナルティ・容量確保契約金額、容量拠出金の確認手続き等について記載	2024～26年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	2024～26年度向け 公表済
容量拠出金対応編	・容量拠出金(仮算定含む)、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載	2024～26年度向け 公表済		

1.1 本資料の説明内容⑦ (参考) 容量市場関連文書と公表状況(2/2)

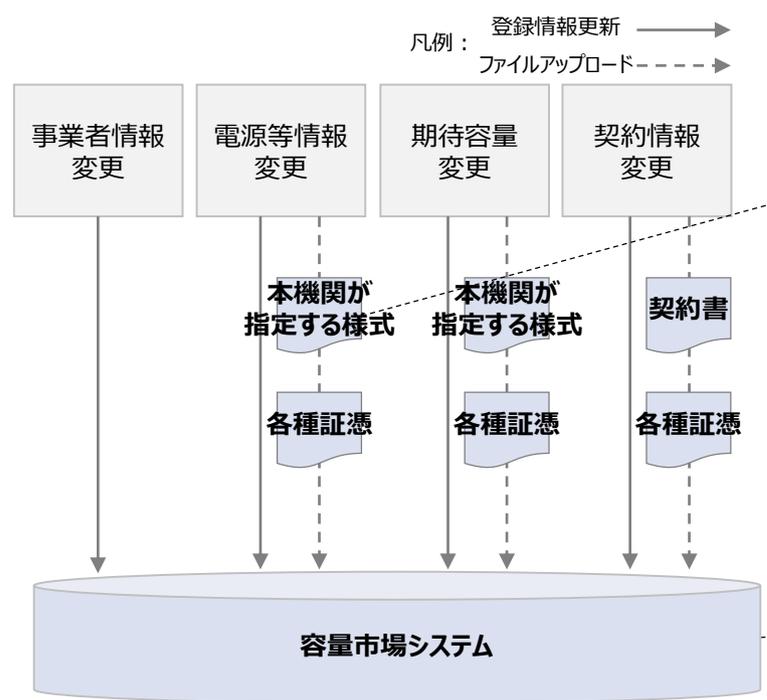
■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っています。

関連文書		概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークション 参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載 	2023～25年度応札向け 公表済
	電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載 	公表済
	実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 (別冊) 容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 	
	ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 	
	実需給期間中 リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載 	2026年度公表予定
	容量抛出台金対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの容量抛出台金対応について記載 	
容量市場 システム マニュアル ※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済

1.2 容量市場システムの利用について① 本オークションにおける容量市場システム利用の概要

- 本業務マニュアルに係る業務で一部容量市場システムを利用しますので、利用環境の準備をお願いします。
- 本業務マニュアルに係る業務の遂行にあたり、各種情報の登録や変更を行う場合は、本機関が指定する様式や証憑を容量市場システムにアップロードし、必要に応じて、容量市場システム画面上の情報も更新してください。
- 容量市場システムから発出される帳票等に一部読替えが必要となるものがあるため、ご注意ください。

容量市場システム利用のイメージ



様式の一例（電源等情報登録様式(D1)）

入力箇所(電源等情報登録時)
 様式D1
 対象電源種別 変圧電源
 本様式の利用方法:
 1.本シート中の4行に、参加登録する事業者および電源の情報を記入してください。セルの背景グレーとなっているものは入力不要の項目です。また黄色のセルについても、該当する入力対象がない場合は入力不要です。
 2.本シートの記入完了後、「事業計画書」・「電源等情報登録様式」シート中の全項目が埋まっていることを確認してください。
 3.本シートの入力完了後、直接「事業計画書シート」を印刷し、右上部の記入欄に記入・押印の順序で出力してください。
 4.事業計画書のpdf出力完了後、本様式(excel)および事業計画書(pdf)を、容量市場システムに添付資料としてアップロードしてください。

入力項目	単位	参加登録申請者記入箇所
参加登録する事業者の単位(単一事業者またはコンソーシアム)	-	入力欄
単一事業者の場合	-	コンソーシアムによる参加登録
事業者コード	-	ABCDE
事業者名	-	XXXエナジー株式会社
住所	-	東京都千代田区1-1-1
法人番号	-	1111111111111
法人の代表者	-	広城花子
指図書	-	03-1234-5678
連絡先	-	80
	-	〇〇コンソーシアム
	-	ABCDE
	-	■エナジー株式会社
	-	東京都千代田区1-1-1
	-	1111111111111
	-	広城花子
	-	03-1234-5678
	-	80
	-	●エナジー株式会社
	-	東京都千代田区1-1-1
	-	9999999999999
	-	広城花子
	-	03-9999-9999

容量市場システム画面の一例

電源等情報登録申込画面
 TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報登録申込画面

電源等の名称 + 電源
 発電地点特定番号 + 1234567891234567891234
 系統コード + 39999
 エリア名 + エリア名を選択してください
 同時最大発電電力(kW) + 10000

容量市場システムの画面では、マニュアル記載の情報を入力してください

容量市場システムの画面に表示される項目や発行される帳票の一部に、内容の読替えが必要となる箇所があるため、ご注意ください

- 本業務マニュアルでは、容量市場システムの基本操作も合わせて記載しておりますが、操作の詳細については容量市場システムマニュアルをご参照ください。

本業務マニュアル

- ・具体的な手続きや主要な容量市場システム操作方法等、契約締結後業務に必要な情報を記載しています。

容量市場システム マニュアル

- ・容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。

【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】

https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

※容量市場システムの稼働時間は 平日及び休日にあたる火曜日の9:00～18:00 となります。
(稼働時間を変更する場合には別途お知らせいたします。)

※容量市場システムのお知らせ一覧にも、各種情報が掲載されますので、ご利用ください。

※容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合の対処方法については、次ページを参照ください。

1.2 容量市場システムの利用について③

(参考) 容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合

- 容量市場システムの稼働時間帯は**平日9:00～18:00**（メンテナンスを実施していない場合）となります。
- 以下の場合に**メンテナンス画面**が表示されます。
 - ✓ **稼働時間帯（平日及び休日にあたる火曜日の9:00～18:00）以外**の場合
 - ✓ **システムメンテナンスを実施中**の場合 ※システムメンテナンスを実施する場合は、原則事前にアナウンスいたします
- 上記以外の場合にメンテナンス画面が表示された際は、以下の方法を実施してから再度アクセスしてください。
 - ✓ **ブラウザの更新ボタンの押下、またはF5キーの押下**
 - ✓ **キャッシュのクリア**
 - ✓ **ブラウザの再起動**
 - ✓ **端末の再起動**
- 上記を実施してもなおログイン画面が表示されない場合は、お手数ですが本機関の容量市場問合せ窓口までご連絡ください。

容量市場システム

メンテナンス画面

恐れ入りますが、現在システムメンテナンス中のためご利用できません。

システムの稼働時間帯で、システムメンテナンスが実施されていない場合に、「メンテナンス画面」が表示された際は、お手数ですが以下の操作を実施した後に、再度、アクセスできるかをお試しください。

- ✓ **ブラウザの更新ボタンの押下、またはF5キーの押下**
- ✓ **キャッシュのクリア**
- ✓ **ブラウザの再起動**
- ✓ **端末の再起動**

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

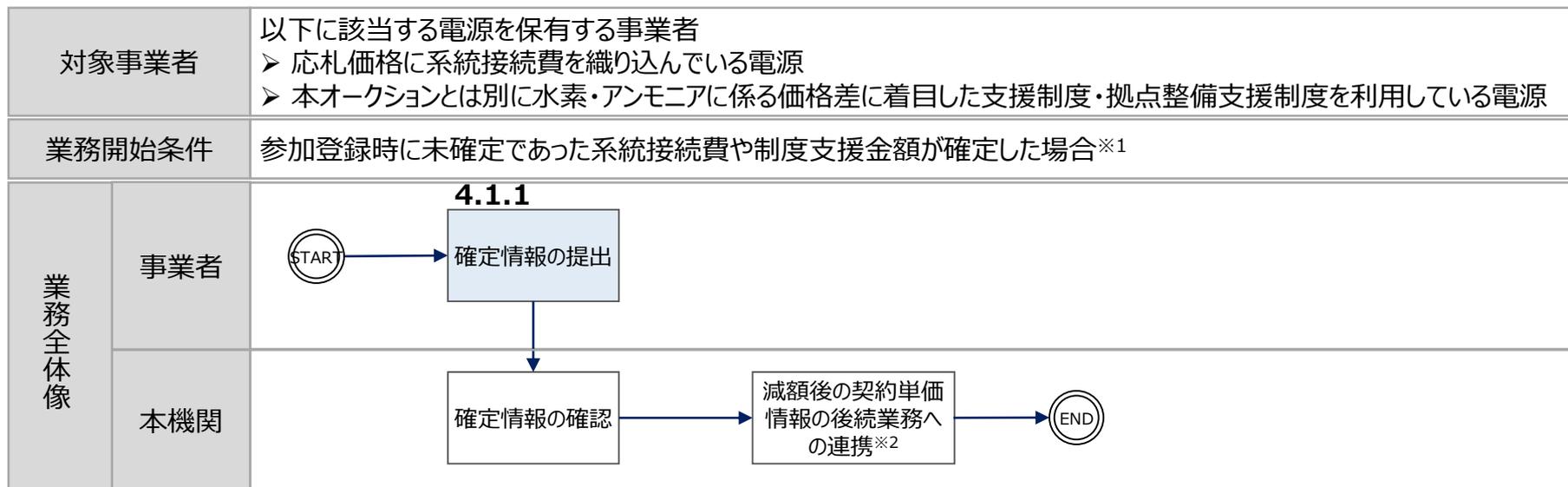
- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 業務概要とマニュアル説明対象箇所

- 「系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き」業務は、以下に該当する電源を保有する事業者を対象とします。
 - 応札価格に系統接続費を織り込んでいる電源
 - 本オークションとは別に水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度を利用している電源
- 容量提供事業者は、参加登録時に未確定であった系統接続費や制度支援金額が確定した場合、証憑の提出を行います。
- その後、本機関で確認し、必要に応じて契約単価の減額算定を行います。
- 本資料では、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『4.1系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き』業務のうち、4.1.1の内容を説明します。



※1：提出期限内に間に合わないと判明した場合は、速やかに本機関に連絡してください。なお、合理的な理由がない場合、市場退出となる場合があります。

※2：減額後の契約単価の算出を行い、契約単価の変更が必要と判断した場合、本機関から変更契約書が電子メールにて送付されます。

変更契約書受領後の対応については、『5.1 容量確保契約の変更』を参照してください。

2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 業務手順 ①確定情報の提出 メールによる証憑提出

- 系統接続費及び制度支援金額が確定次第、容量提供事業者は本機関に必要証憑を電子メールで提出してください。
- 各追加情報・書類は制度適用期間開始年度の前年度1月末までに提出してください。

系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の 支援金額確定情報の提出メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援 制度の支援金額の確定情報の提出
To	youryou_sys_training1@occto.or.jp
CC	—
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支 援制度の支援金額に係る金額情報が確定し たため、関連する証憑を提出いたします。 ■ 対象となる電源 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者コード ・ 事業者情報に登録している事業者名称及 び担当者名 ・ 容量を提供する電源等の区分 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 応札年度
添付資料	右表に示す証憑

確定情報ごとの必要証憑と提出期限

確定情報	必要証憑	提出期限
系統接続費	確定した系統接続費が 確認できる書類	制度適用期間開始年度の 前年度1月末
制度支援 金額	確定した水素・アンモニアの価格差に着 目した支援制度及び拠点整備支援制 度の支援金額が確認できる書類	制度適用期間開始年度の 前年度1月末

【注意事項】

- ✓ 提出書類に不備があった場合、本機
関から再提出の依頼が通知される
- ✓ 依頼を受けた容量提供事業者は、修
正の上、再度提出すること

【注意事項】

- ✓ 提出期限までに証憑を必ず
提出すること
- ✓ 期限によらず、情報が確定次
第速やかに提出すること

- 容量提供事業者は、電子メールにて必要証憑を提出した後、電子メールで提出したものと同一の証憑を容量市場システムの電源等情報変更申込画面よりアップロードしてください。
- 必要情報を入力・添付後、確認ボタンを押してください。完了画面に遷移すると、「仮申込」が完了となります。

電源等情報変更申込画面※1

The screenshot shows the '電源等情報変更申込画面' (Power Source Information Change Application Screen). It features a table for existing entries, a section for uploading documents, a list of submitted documents, and a text input field for the reason for change.

削除	検索	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更
<input type="checkbox"/>	1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	変更

提出書類 (追加)

アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイル選択	ファイルが選択されていません。

登録済提出書類一覧

削除	No.	提出書類名
<input type="checkbox"/>	1	使用届状書会様様1.pdf

変更理由

全角または半角文字で入力してください。
電源等の名称の変更

3. 入力内容を確認して「確認」をクリックしてください。

電源等情報変更申込画面の提出書類として、電子メールで添付した証憑一式をアップロードしてください。
※既に提出済の書類を削除しないでください。

「変更理由」欄に「追加情報・証憑の提出」と入力してください。

確認

- 電源等情報変更画面から証憑を提出した段階では「仮申込」状態であるため、「電源等情報審査画面」より仮申込のステータスとなっている電源等情報を検索の上、「申込完了」としてください。

電源等情報審査画面※1

容量市場システム ログイン日時: 2020/01/27 10:05
ユーザ名: 7A02_登録作業_説明会用① [ログアウト](#)

電源等情報審査画面

TOP > 審査 > 電源等情報審査管理 > 電源等情報審査画面

メニュー

受電地点特定番号 半角数字で入力してください。

申込日 yyyy/mm/dd形式で入力してください。
 ~

審査状況

審査結果 審査結果を絞り込みたい場合は、チェックしてください。〈複数チェック可〉
一時保存 仮申込 申込済 審査中 合格 不合格 取下げ

チェックを入れ、画面下の「申込完了」をクリックしてください。

仮申込みとなっている電源等情報を検索し、申込みを完了してください。

審査申込状況一覧 (安定電源)

1 - 1件 (全 1件) <<最初 | 前へ | 1 | 次へ | 最後>>

選択	申込ID	電源等識別番号	実需給年度	事業者コード	参加登録申請者名	電源等の名称	受電
<input checked="" type="checkbox"/>	00000200		2024	7A02	事業者0888	安定電源A	22222

1 - 1件 (全 1件) <<最初 | 前へ | 1 | 次へ | 最後>>

2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 業務手順 ①確定情報の提出 確認結果の受領

- 容量提供事業者による証憑の提出後、本機関にて契約単価の変更要否を確認します。
- 契約単価の変更が必要な場合は、本機関より変更契約書が送付されますので、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『5.1 容量確保契約の変更』の手続きを行ってください。契約単価の変更が不要な場合は、本機関より変更不要の連絡が通知されます。

確定情報	見積り額と確定額の比較結果	比較結果ごとの 契約単価変更要否	変更要否ごとの後続業務
系統接続費	確定額 < 見積り額 実際の系統接続費が、応札価格に織り込んだ系統接続費の見積り額よりも低い	必要	本機関から変更契約書が送付 ※以降の対応は、以下マニュアルを参照ください。 「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」 『5.1 容量確保契約の変更』
	確定額 ≥ 見積り額 確定額が見積り額と同値、もしくは確定額が見積り額よりも高い	不要	本機関から契約単価の変更が不要である旨、通知 (以降の対応は特段不要)
制度支援金額	確定額 > 見積り額 水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の支援金額が支援予想金額よりも高い	必要	本機関から変更契約書が送付 ※以降の対応は、以下マニュアルを参照ください。 「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」 『5.1 容量確保契約の変更』
	確定額 ≤ 見積り額 確定額が見積り額と同値、もしくは確定額が見積り額よりも低い	不要	本機関から契約単価の変更が不要である旨、通知 (以降の対応は特段不要)

2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 留意事項 ① 系統接続費及び制度支援金額確定時の契約単価算定式

- 系統接続費及び制度支援金額確定時は、以下の算定式のとおり、系統接続費及び制度支援金額の見積時と確定時の差分をもとに減額要素適用後の契約単価が算出されます。

契約単価算定諸元	応札電源情報		費用内訳情報	
	電源等識別番号	0123456789	D 系統接続費 応札価格	77円/kW/年
	設備容量 (発電端)	850,000kW	E 系統接続費(応札時)	1,295百万円
	所内電力容量(Tr口ス分含む)	5,000kW	F 系統接続費(確定時)	1,285百万円
	A 自家消費等※1に供する容量	10,000kW	G 建設費 応札価格	8,309円/kW/年
	B 設備容量 (送電端)	835,000kW	H 建設費(応札時)	139,661百万円
	期待容量	830,450kW	I 補助金(応札時)	600百万円
	応札容量	830,450kW	J 補助金(確定時) ※2	700百万円
	制度適用期間	20年	K 契約単価※3	33,331円/kW/年
	C 応札容量×制度適用期間	16,609,000kW・年		

減額適用後契約単価	L	M	N	O	P
	設備全体の固定費	応札価格に参入する固定費	応札価格	単価減額分	減額適用後の単価※3
	系統接続費 $L=F$ 1,285百万円	$M=L \times B / (A+B)$ 1,270百万円	$N=M/C$ 76円/kW/年	$O=D-N$ 1円kW/年	$P=K-(O+O')$ 33,324円/kW/年
建設費 $L'=(H-(I-J))$ 139,561百万円	$M'=L' \times B / (A+B)$ 137,909百万円	$N'=M'/C$ 8,303円/kW/年	$O'=G-N'$ 6円kW/年		

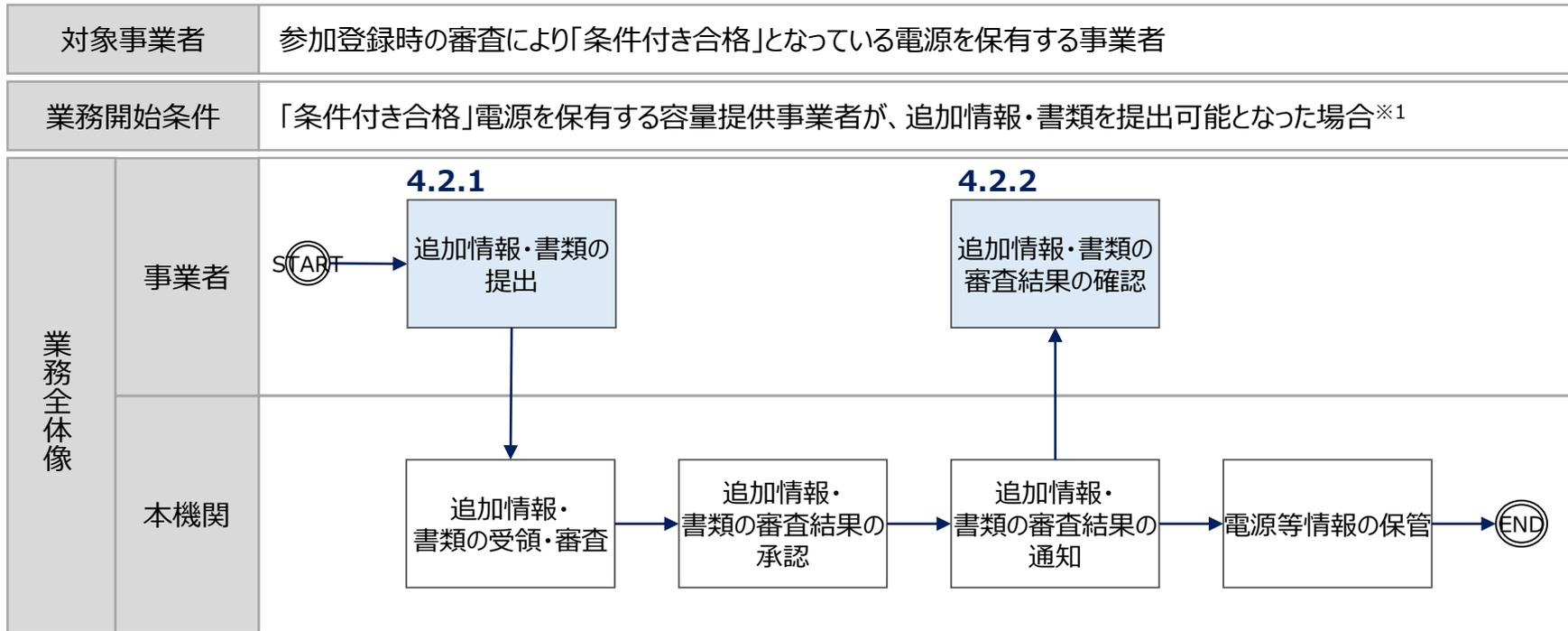
※1：「自家消費」「自己託送」「特定供給」「特定送配電事業者の利用」「発電所から熱を熱供給する場合の熱需要」「FIT/FIP適用」

※2：容量提供事業者から入手した確定情報(補助金 = 水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の支援金額)

※3：物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法として、応札価格に含まれる各費用項目の補正を選択している電源は、減額を適用する費用項目は「資本費」とする

2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き） 業務概要とマニュアル説明対象箇所

- 「電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）」業務の対象事業者は、参加登録時の審査により「条件付き合格」となっている電源を保有する事業者となります。
- 参加登録時の審査により「条件付き合格」となっている電源を保有する容量提供事業者は、追加情報・書類を提出可能となった場合に、追加情報・書類を提出します。
- その後、本機関で追加情報・書類の審査及び審査結果の通知を行います。
- 本資料では、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『4.2電源等情報の追加登録』のうち、4.2.1と4.2.2の内容を説明します。



※1：提出期限に間に合わないと判明した場合は、速やかに本機関に連絡してください。なお、合理的な理由がない場合、市場退出となる場合があります。

業務手順 ①追加情報・書類の提出

- 「条件付き合格」電源を保有する容量提供事業者は、当該電源の追加情報・書類を提出可能となった段階で、容量市場システムの電源等情報変更申請画面等から追加情報・書類を提出※1してください。
- 各追加情報・書類ごとの提出期限までに提出してください。

	追加情報・書類	提出対象者	提出方法	提出期限	
1	電源等情報登録様式(D1)	全電源	容量市場システム 「電源等情報変更申請画面」より提出・追加登録を実施※1	制度適用期間開始年度の前年度1月末	
2	余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類 (契約書の写し等)	調整機能「有」の電源	メール※2	制度適用期間開始年度の前年度1月末	
3	調整機能の詳細情報			制度適用期間開始年度の前年度1月末 (調整機能の詳細が判明次第速やかに提出)	
4	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	全電源	容量市場システム 「電源等情報変更申請画面」より提出・追加登録を実施※1	制度適用期間 開始年度の 前年度1月末	
5	常時系統エリアを確認できる書類	系統接続するエリアが複数存在する電源			
6	自家消費に供出する容量の証憑	左記容量に該当がある電源			
7	自己託送に供出する容量の証憑				
8	特定供給に供出する容量の証憑				
9	特定送配電事業者に供出する容量の証憑				
10	発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量の証憑				
11	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類 例) ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー				環境アセスメントが必要な電源
12	補助金の受領及びその額を証する書類	電源等情報の登録の時点で価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の制度適用が決まっている電源			制度適用期間開始年度の前年度1月末



※1：電源等情報変更申請画面からの追加情報・書類の提出方法は本資料『2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 業務手順①確定情報の提出 システム情報登録』を参照

※2：提出先メールアドレス youryou_chouseiryoku@occto.or.jp

- 追加情報・書類の審査結果(合格)については、登録されたメールアドレスへ本機関より電子メールで送付されます。
- 審査結果が「合格」の場合、容量市場システムの電源等情報詳細画面から、審査結果が記載された電源等情報登録様式を確認してください。

電源等情報詳細画面※1

The screenshot displays the '電源等情報詳細画面' (Power Information Detail Screen). At the top, there is a blue header '提出書類一覧' (Submitted Documents List). Below it is a table with two columns: 'No.' and '提出書類名' (Submitted Document Name). The first row contains the number '1' and the text '(例) yyyyymmdd_電源等情報登録・事業計画書 様式 安定電源(本機関審査済み)'. A blue callout box points to this text with the message: '審査結果が記載された電源等情報登録様式(D1)を確認してください。' (Please check the power information registration form (D1) with the review results recorded). Below the table, there is a section for '電源等情報登録通知書' (Power Information Registration Notification) with a link to '電源等情報登録通知書.pdf※2'.

No.	提出書類名
1	(例) yyyyymmdd_電源等情報登録・事業計画書 様式 安定電源(本機関審査済み)

電源等情報登録通知書 [電源等情報登録通知書.pdf※2](#)

- 追加情報・書類の審査結果(不合格)についても、登録されたメールアドレスへ本機関より電子メールで送付されます。
- 審査結果が「不合格」の場合は、電源等申込情報画面から、審査結果が記載された電源等情報登録様式(D1)を確認してください。不合格理由については、電源等情報登録様式の「備考（不合格理由等）」を確認してください。
- 不合格時の再提出方法は本資料『2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 業務手順①確定情報の提出 システム情報登録』を確認してください。

電源等申込情報画面※1

1	電源等名1	55,000	2011/09	112222222222	2025/02
2	電源等名2	70,000	2012/11		
3	電源等名3	55,000	2005/11	経過措置対象 123456789012	2027/12
4	電源等名4	5,000	2012/11		

提出書類一覧

No.	提出書類名
1	提出ファイル1.pdf
2	提出ファイル2.pdf
3	提出ファイル3.pdf

審査結果が記載された電源等情報登録様式をダウンロードしてください。

電源等情報登録様式(D1)

情報分類	#	項目
基本情報	1	容量オークション区分
	2	容量を提供する電源等の区分
	3	制度適用開始年度
	4	制度適用期間
	5	事業者名(コンソーシアムの場合は代表企業の事業者名)
	6	事業者コード
	7	電源等の名称
	8	電源等識別番号
	9	受電地点特定番号
	10	系統コード
	11	エリア名
詳細情報	12	号機単位の名称
	13	号機単位の所有者
	14	新設/リプレース/既設火力の区分
	15	電源種別
	16	発電方式の区分
	17	リプレースに係る補足情報
	18	高効率
	19	自家消費に供出する容量(ベース分)
	20	設備容量(送電線)
	21	自家消費に供出する容量(変動分)
	22	自己給電に供出する容量
	23	特定供給に供出する容量
	24	特定送配電事業者に供出する容量
25	本オークションに参加可能な設備容量(送電線)	
26	供給可能開始時期	
27	調整機能の有無	
28	発電用の自家用電気工作物(余剰の有無)	
29	F1/F2設置	
30	担保契約の終了年月	
31	担保契約上の契約変更締切期間	
32	発電設備(ベース分)	
33	発電設備(変動分)	
34	発電設備(送電線)	

電源等情報登録様式(D1)の「備考（不合格理由等）」を確認してください。

※1：画面遷移 TOP > 電源等情報審査管理 > 電源等情報審査画面 > 電源等情報審査詳細画面 > 電源等申込情報画面

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

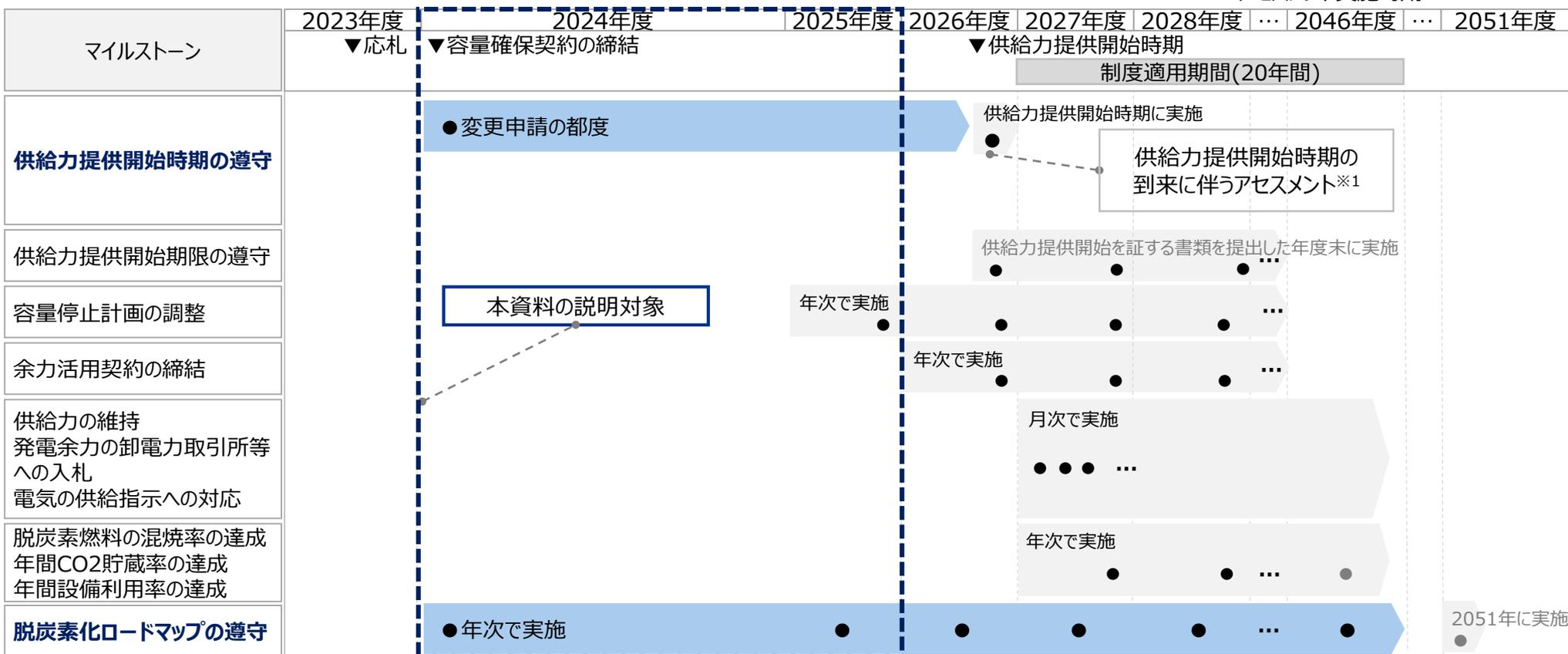
第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

- 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメントは、実需給期間前から実施する可能性のある業務のうち、「供給力提供開始時期の遵守」及び「脱炭素化ロードマップの遵守」です。
- なお、「供給力提供開始時期の遵守」は、供給力提供開始時期の変更申請を行う場合にアセスメントを実施します。

<アセスメント実施時期のイメージ：2026年度に供給力提供開始する例>

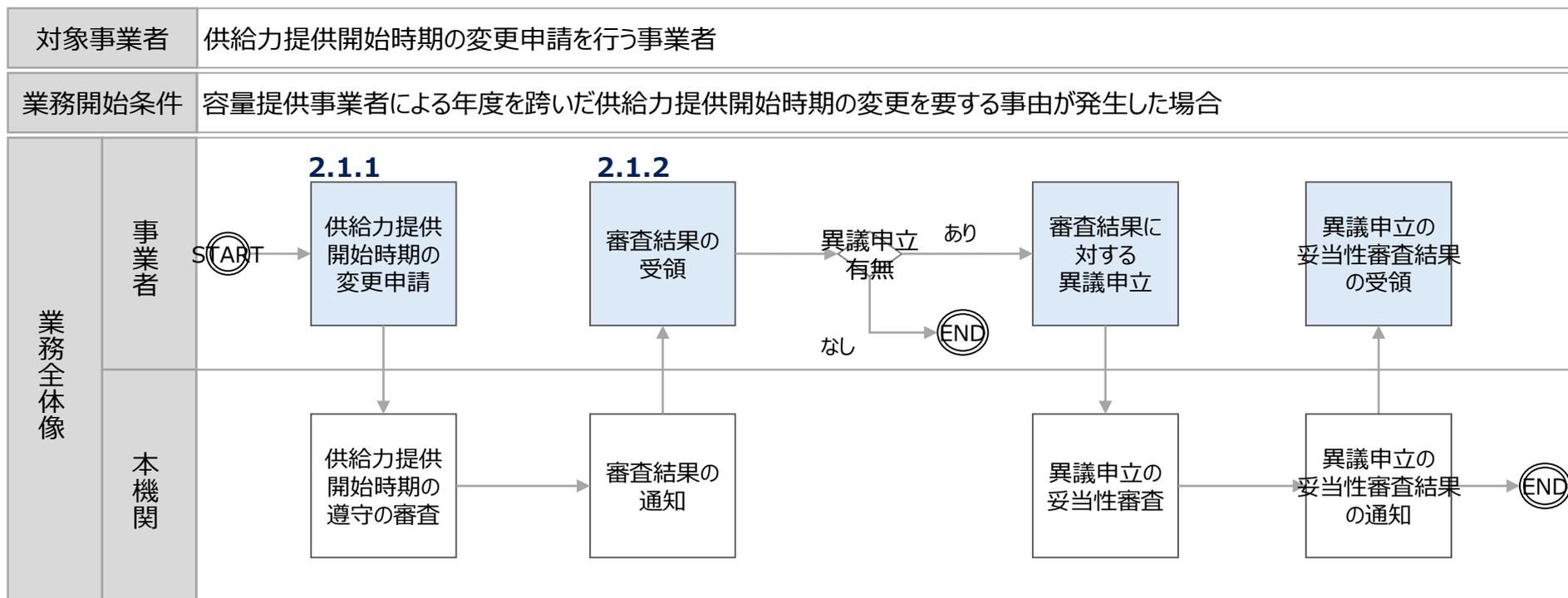
■：本資料の対象リクワイアメント対応期間
●：アセスメント実施時期



※1：供給力提供開始時期の到来に伴い、容量提供事業者が提出した供給力を提供開始したことの証憑の審査を行う
なお、当該審査は2025年度には実施いたしません

3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応 業務概要とマニュアル説明対象箇所

- 「供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応」業務における「供給力提供開始時期の変更申請に伴うアセスメント」の対象事業者は、年度を跨いだ供給力提供開始時期の変更申請を行う事業者となります。
- 容量提供事業者が実施した供給力提供開始時期の変更申請に基づき、本機関は供給曲線への影響有無を審査し、その結果を通知します。
- 容量提供事業者は、審査結果を確認し、異議がある場合には異議申立を行うことが可能です。
- 本資料では、「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編」の『2.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応』のうち、2.1.1と2.1.2の内容を説明します。



3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応 業務手順 ①供給力提供開始時期の変更申請

- 容量提供開始事業者が、供給力の提供開始時期を変更する場合は、容量市場システムから変更申請を実施してください。変更申請する際の容量市場システムの利用手順は、対象の応札年度に応じた『容量市場 業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照してください。変更申請時には、容量市場システムの変更申請理由欄に「供給力提供開始時期の変更」と記入し、申請を行ってください。
- なお、メインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。

供給力提供開始時期の記載箇所

#	入力項目			入力欄
1	事業者に係る情報	参加登録する事業者の単位(単一事業者またはコンソーシアム)	-	XXX
		⋮		
43	電源に係る情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分	-
44			制度適用開始年度	年度
				XXX
			⋮	
79	電源等情報登録様式(D1)			XXX
80	※一部抜粋。応札年度に応じた「電源等情報登録様式(D1)」を参照すること			XXX
81			本オークションの参加要件を満たさない発電容	kW
				XXX
82			FIT/FIPに供出する容量	kW
				XXX
83			本オークションに参加可能な設備容量 (送電端)	kW
				XXX
84			設備容量(発電端)における化石燃料 部分で発電する容量	kW
				XXX
85			供給力提供開始時期	YYYY MM
				202612
86			調整機能の有無	-
				XXX
			⋮	
214	バイオマス発電設備 に係る燃料調達計画	既存用途の 事業者への配慮	既存事業者(2)	対応策
				-
				XXX

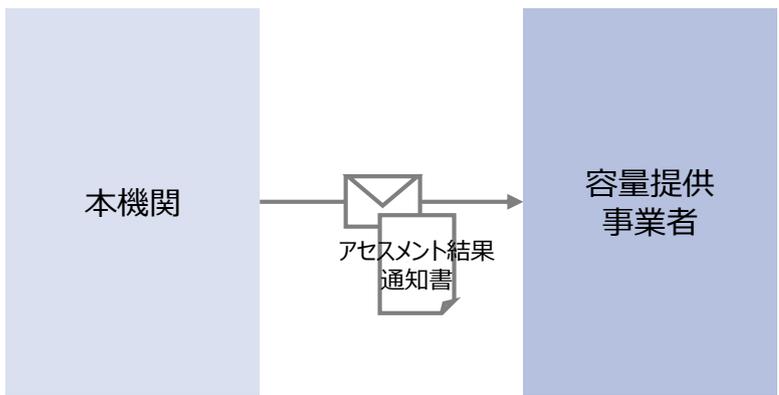
供給力提供開始時期の変更手続き方法

- **年度を跨いで供給力提供開始時期を変更する場合**は、以下の本業務マニュアルに記載の手順に従い手続きを行う
- ただし、供給力提供開始時期の予定年度内の月度的変更は手続き不要
- 容量市場システムの変更申請理由欄には「供給力提供開始時期の変更」と記入し、申請
- 供給力提供開始時期の変更に伴い、電源等情報登録様式の「制度適用期間開始年度」についても変更が必要

『容量市場 業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』を参照

- 供給力提供開始時期の変更申請に基づき、本機関でメインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響有無を審査し、本機関から容量提供事業者にアセスメント結果(合格または不合格)を電子メールで送付します。
- 電子メールを受領後、添付ファイルの「アセスメント結果通知書」にて、アセスメント結果を確認してください。

アセスメント結果の受領



変更申請内容に基づくアセスメント結果を事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付

アセスメント結果の確認

アセスメント結果通知書 レイアウト

記載項目

アセスメント結果通知書
(供給力提供開始時期の遵守)

通知No.	0012
通知日	〇年〇月〇日

電力広域的連携推進機関
〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2
階、4号フロア
窓口：容量市場リクワイアメント対応窓口
E-Mail：youryou_rikusei_long@occto.or.jp

事業者コード： _____
事業者名： _____ 國中

■ アセスメント結果

■ アセスメント結果詳細

変更申請日	変更前		変更後	
	供給力提供開始時期	変更前	供給力提供開始時期	変更後
変更区分	年度	影響有無	年度	影響有無
	対象実需給年次の影響有無と(参考)適用するペナルティ	ペナルティ	対象実需給年次の影響有無と(参考)適用するペナルティ	ペナルティ
	年度	影響有無	年度	影響有無
	対象実需給年次の影響有無と(参考)適用するペナルティ	ペナルティ	対象実需給年次の影響有無と(参考)適用するペナルティ	ペナルティ

【ペナルティ】以下にペナルティ区分が記載する。なお、詳細は第1章を参照すること。
 ①：経済的ペナルティ＝メインオークションの定価率^{※1}×契約容量^{※2}×5%
 ②：経済的ペナルティ＝メインオークションの定価率^{※1}×契約容量^{※2}×10%
 ③：変更後の供給力提供開始年次のメインオークションの落札価格およびリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用
 ※1 供給曲線の事業者およびその年次のオークションにおける当該電源が占める電力の割合 (円/kWh)
 ※2 電源容量を単位とする。単位は電力広域連携機関にて参照ください。

■ 対象電源情報

電源等識別番号	
電源等の名称	
エリア	
応札年度	
契約容量[kW]	

※結果に異議がある場合は、本機関の通知メール受信から5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。
 ※契約内容の詳細は容量市場システム上で開示されている電源等情報登録式の最新版を参照ください。

アセスメント結果 (合格/不合格)

アセスメント結果詳細

- ・ 変更申請日
- ・ 供給力提供開始時期 (変更前・変更後)
- ・ オークション・対象実需給年度ごとの供給曲線への影響有無

対象電源情報

- ・ 電源等識別番号
- ・ 電源等の名称
- ・ エリア
- ・ 応札年度
- ・ 契約容量[kW]

3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応 留意事項 ①供給力提供開始したことを証する資料の提出

- 容量提供事業者は、制度適用期間開始年度の前年度に、供給力提供開始したことを証する資料を提出する必要があります。
- 提出対象の電源を保有する容量提供事業者には、制度適用期間開始年度の前年度4月に本機関より提出の依頼を行います。容量提供事業者は、制度適用期間開始年度の前年度1月末までに、該当する証憑をメールにて提出※1してください。該当する証憑の提出が不可能である場合は、別途本機関より指定するその他の手段により供給力提供開始を証明してください。
- なお、証憑等の審査は制度適用期間開始年度の前年度の所定の審査期間に実施するため、本機関からの提出依頼より前に証憑等を提出しても、本機関では受領できないことにご注意ください。

供給力提供開始したことを証する資料

No.	供給力提供開始したことを証する資料	要件	備考
1	発電事業届出書	資源エネルギー庁から認可された発電事業届出書であること	原則として発電事業届出書の提出を求める
2	プレスリリース	契約電源についての試運転開始時期または供給力提供開始時期がわかるプレスリリースであること	発電事業届出書の提出ができない場合に限り、プレスリリースの提出を求める

3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応留意事項 ②供給曲線への影響の審査方法

■ メインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響有無は、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款(以下「約款」)第15条1①(1)及び(2)の記載に基づき審査します。

供給力提供開始時期の変更による供給曲線への影響とペナルティの例

▼ 供給力提供開始時期の変更

★ 供給力提供開始時期

		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
供給曲線 策定状況	メインオークション	2023年度策定	2024年度策定	2025年度策定	2026年度策定	2027年度策定	策定前	策定前
	追加オークション	2026年度策定	2027年度策定	策定前	策定前	策定前	策定前	策定前
ケースA	制度適用 期間	変更前		★	制度適用期間			
		変更後			供給力の提供ができなくなった期間		★	制度適用期間
	供給曲線への 影響により 適用するペナルティ				← 2030年度向け メインオークションの 供給曲線への影響 ①	← 2031年度向け メインオークションの 供給曲線への影響 ①		
ケースB	制度適用 期間	変更前	★	制度適用期間				
		変更後		供給力の提供ができなくなった期間		★	制度適用期間	
	供給曲線への 影響により 適用するペナルティ※1		← 2028年度向け 追加オークションの 供給曲線への影響 ②	← 2029年度向け メインオークションの 供給曲線への影響 ①	← メインオークションの 落札電源とみなす ③			

・ 変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4月1日以降である場合であって、当該変更がメインオークション若しくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合、メインオークションの落札電源とみなす
 ・ 2030年度4月1日から供給力提供開始する前提で、2030年度メインオークションのエリアの約定単価、リクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用

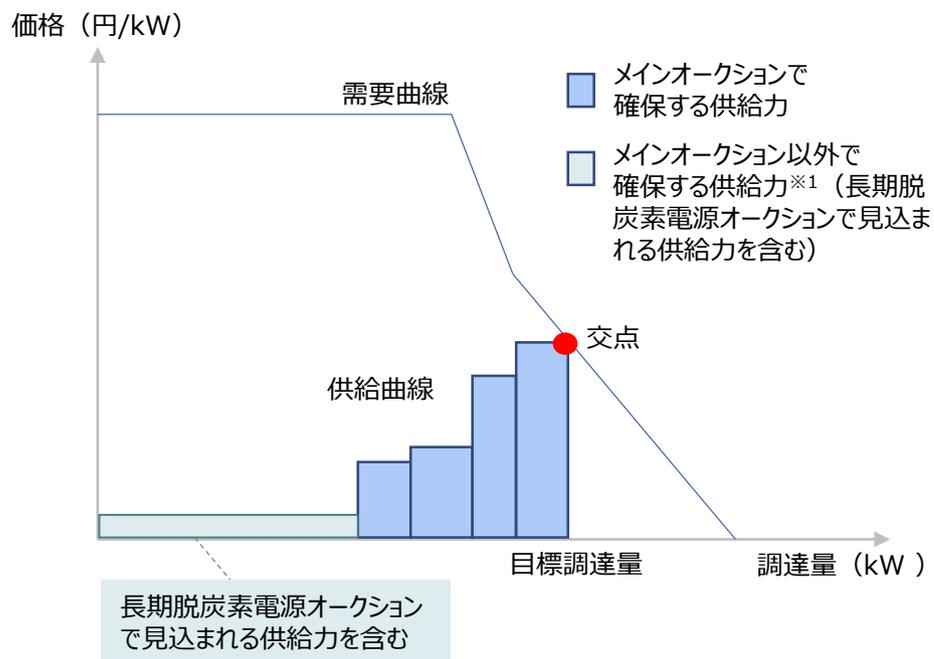
※1当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は、経済的ペナルティは科さない

変更内容 に応じた ペナルティの 適用条件	①	約款第15条 1①(1)	・ 対象実需給年度のメインオークションの開催年度の4月1日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合
	②	約款第15条 1①(2)	・ 対象実需給年度の追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合
	③	約款第15条 1①	・ 供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4月1日以降である場合であって、当該変更がメインオークション若しくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合

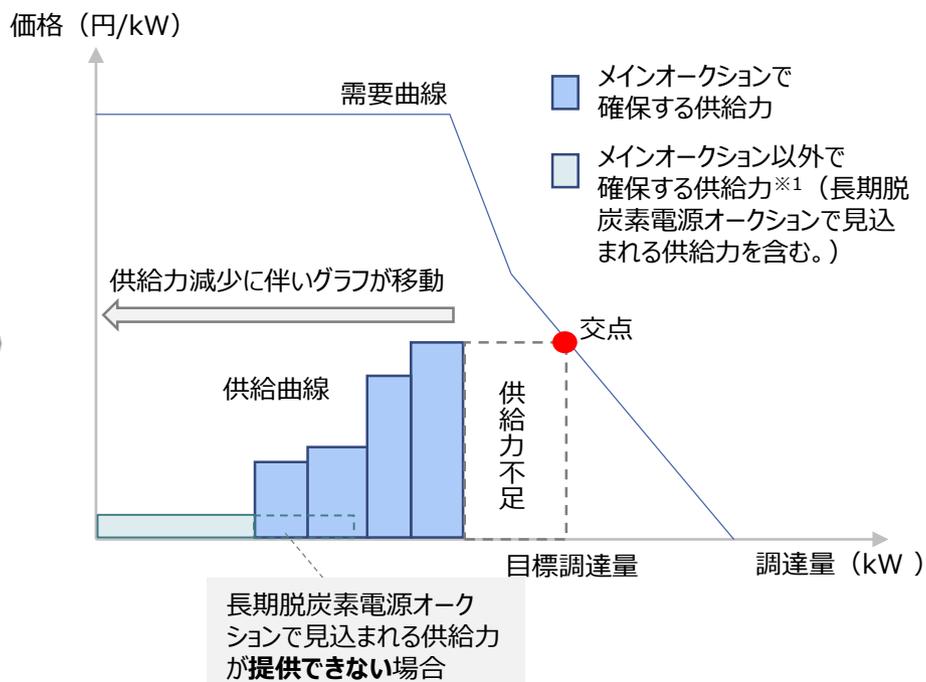
3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応 参考 メインオークションの供給曲線への影響に係るイメージ

- 全国の需要曲線に対し、メインオークションにおける応札価格が低い順に電源等を並べ、供給曲線を作成します。
 - 供給曲線に織り込むメインオークション以外で確保する供給力には、当該実需給年度に本オークションで見込まれる供給力を含みます。
- 本オークションで見込まれる供給力が提供できなくなった場合、目標調達量に対し供給力が不足し、作成した供給曲線に影響を及ぼす可能性があります。

供給曲線作成のイメージ



供給力減少に伴い供給曲線へ影響する際のイメージ



※¹ 事後的に織込む供給力 (石炭混焼バイオ)、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量、追加オークションで調達を予定している供給力、FIT電源の期待容量など

3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応 留意事項 ③アセスメント結果に対する異議申立の根拠となる資料

- 容量提供事業者は、アセスメント結果を通知する電子メール受領日から5営業日以内であれば、電子メールにより異議申立を実施することが可能です。
- 供給力提供開始時期が遅れた合理的な理由がある場合の異議申立実施時は、その根拠となる資料を提出してください。異議申立の妥当性は、本機関にて複数の確認観点から総合的に判断します。

アセスメント結果に対する異議申立の根拠となる資料及び妥当性審査に係る確認観点

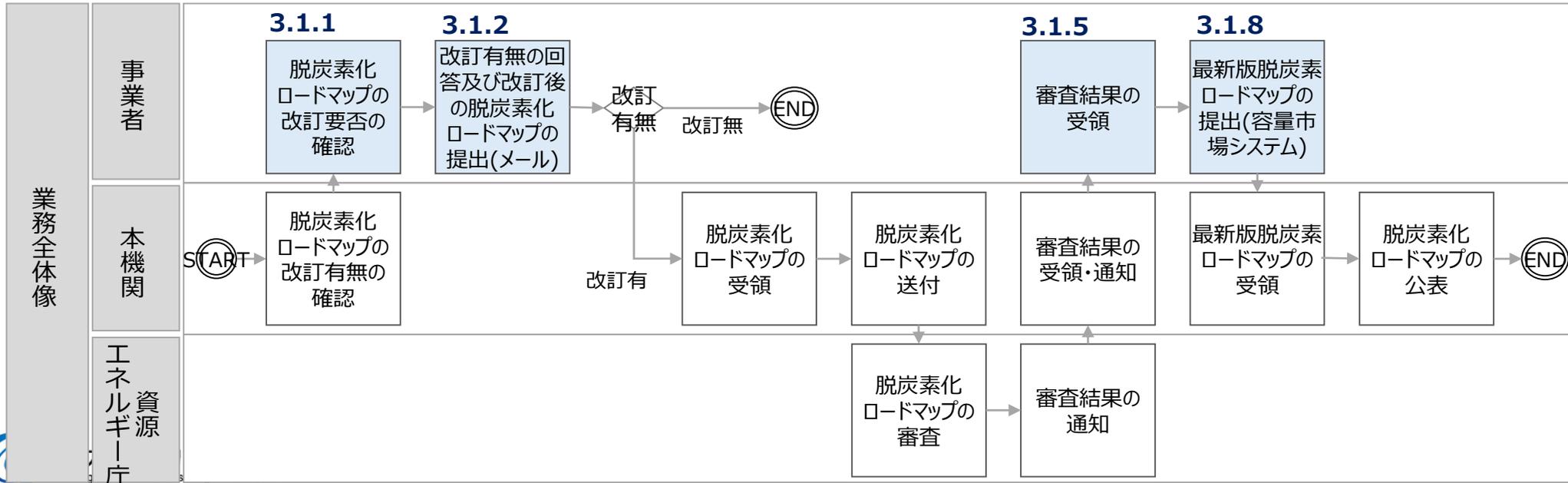
No.	異議申立の根拠となる資料	確認対象項目	確認観点
1	<ul style="list-style-type: none"> • 接続検討回答書 	<ul style="list-style-type: none"> • 所要工期 	<p>所要工期、系統連系における標準的な契約手続き期間、約定結果公表までの期間を踏まえた供給力提供開始時期を設定していたか</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> • 系統連系の契約申込日がわかる書類 • 系統連系の契約承諾日がわかる書類 • 工事費負担金契約書 • 工事費負担金の入金日がわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> • 系統連系の契約申込日 • 系統連系の契約承諾日 • 工事費負担契約日 • 工事費入金日 	<p>系統連系に係る契約手続きを標準的な期間で実施していたか</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> • 現地調査・接続検討書（工期等がわかるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> • 所要工期 • 工期の判断理由 	<p>(※No.1で受領する資料と比較して) 接続検討回答段階から事業者以外の理由での工期延長が認められるか</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者に帰責性のない系統連系の延長理由が記載された資料（属地一般送配電事業者が作成したもの） 	<ul style="list-style-type: none"> • 所要工期 • 工期の延長理由 	<p>(※ No.1及び2で受領する資料の書類と比較して) 契約後に事業者以外の理由での工期延長が認められるか</p>

3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応 業務概要とマニュアル説明対象箇所

- 「脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応」業務の対象事業者は、電源等情報の登録時に脱炭素化ロードマップを提出した事業者となります。
- 本機関から脱炭素化ロードマップの改訂有無の確認依頼に関する電子メールを受け、容量提供事業者が改訂要否を判断し、改訂有無の回答と必要に応じて改訂後の脱炭素化ロードマップを提出します。
- その後、資源エネルギー庁による審査及び本機関による審査結果の通知を受け、審査結果の確認と最新版脱炭素化ロードマップの提出を行います。
- 本資料では、「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編」の『3.1脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応』のうち、3.1.1、3.1.2、3.1.5、3.1.8の内容を説明します。

対象事業者 電源等情報の登録時に脱炭素化ロードマップを提出した事業者

業務開始条件 本機関が脱炭素化ロードマップの改訂有無の確認を容量提供事業者に依頼した場合



- 本機関より送付された脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認に関する電子メールを受領後、改訂要否を判断し、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂してください。
- 脱炭素化ロードマップの改訂は、指定様式の注意事項に従い行ってください。
- 合理的な理由なく脱炭素化ロードマップの改訂を行わない場合、約款第33条第3項に示す契約の解除となる可能性があることにご留意ください。

脱炭素化ロードマップの指定様式

脱炭素化ロードマップの改訂するうえでの注意事項

様式5

発電所 号機の脱炭素化ロードマップ

年月
応札事業者名

年度 (応札年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
<電源> 発電所 号機				
<燃料種> 燃料 (例: アンモニア、水素)				

注意事項

注) 以下の5つの項目は最低限記載すること。
 ・落札電源に係る建設工事の期間(環境アセスの期間を含む)
 ・各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期
 ・脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オークションでの落札の時期
 ・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報(調達先、回収方法等)についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。)
 ・前提条件

注)以下の5つの項目は最低限記載すること。

1	落札電源に係る建設工事の期間(環境アセスの期間を含む)
2	各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期
3	脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オークションでの落札の時期
4	使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報(調達先、回収方法等)についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。)
5	前提条件

3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応 業務手順 ②改訂有無の回答及び改訂後の脱炭素化ロードマップの提出

- 脱炭素化ロードマップを改訂する場合、改訂後の脱炭素化ロードマップを添付の上、本機関に電子メールを送付してください。
- 脱炭素化ロードマップを改訂しない場合、脱炭素化ロードマップを改訂していない旨を本文に記載の上、本機関に電子メールを送付してください。

脱炭素化ロードマップの改訂有無に係る確認の回答メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】脱炭素化ロードマップの改訂有無の回答
To	youryou_rikuase_long@occto.or.jp
CC	—
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 担当者様</p> <ul style="list-style-type: none"> 改訂後の脱炭素化ロードマップを提出します。 本年度の脱炭素化ロードマップの改訂はありません。 <p>■ 対象となる電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者コード 事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名 容量を提供する電源等の区分 電源等識別番号 電源等の名称 応札年度
添付資料	改訂後の脱炭素化ロードマップ(改訂がある場合)

脱炭素化ロードマップのファイル名に係る注意事項

✓ ファイル名は、以下の命名規則に従って設定すること

LOOOO_ABCD_XXX 発電所_D3_R1

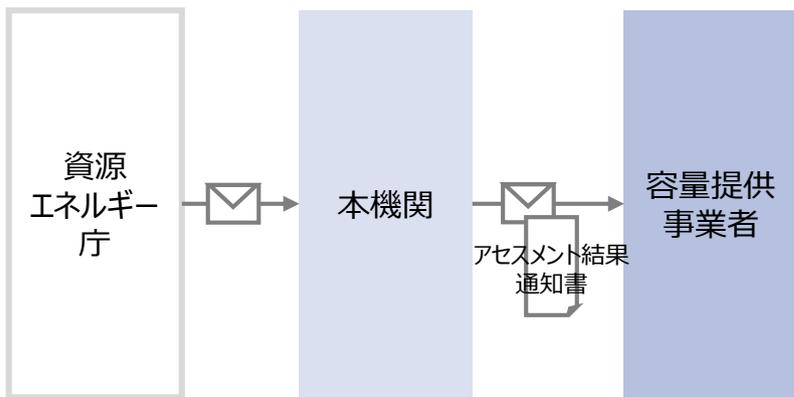
LOOOO
ABCD
XXX
D3
R1

No.1
No.2
No.3
No.4
No.5

No.	内容	設定方法	備考
1	オークション実施年度	「L+本オークションの応札年度の西暦4桁」を設定	—
2	事業者コード	事業者コードを設定	—
3	電源等の名称	電源等の名称を設定	ファイル名が50文字を超える場合は短縮
4	ファイルコード	「D3」として設定	—
5	改訂回数	当該ファイルの改訂回数を設定	—

- アセスメント結果(合格または不合格)は、本機関より事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、電子メールで送付されます。
- 電子メールを受領後、添付ファイルの「アセスメント結果通知書」にて、アセスメント結果を確認してください。

アセスメント結果の受領



資源エネルギー庁により脱炭素化ロードマップを審査し、当該アセスメント結果を本機関から事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付

アセスメント結果の確認

アセスメント結果通知書 レイアウト

○年度 アセスメント結果通知書
(脱炭素化ロードマップの遵守)

通知No.	0022
通知日	○年○月○日

電力広域的運営推進機関
〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2
電力広域センター
窓口：容量市場リクワイアメント対応窓口
E-Mail：youryou_rikusae_long@occto.or.jp

事業者コード _____
事業者名 _____ 部中

■アセスメント結果 _____

■対象電源情報

電源等識別番号	電源等の名称	エリア	応札年度

※結果に異議がある場合は、本機関の通知メール受信から5営業日以内メールにて異議申立を実施してください。
※契約内容の詳細は容量市場システムに発行されている電源等情報登録様式の最新版をご参照ください。

記載項目

● アセスメント結果 (合格/不合格)

対象電源情報

- 電源等識別番号
- 電源等の名称
- エリア
- 応札年度

- 脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメントに合格した容量提供事業者のうち、脱炭素化ロードマップを改訂している容量提供事業者は、最新版の脱炭素化ロードマップを容量市場システムにアップロードすることで、本機関に提出してください。
- 脱炭素化ロードマップ提出時の主な注意事項については、以下をご確認ください。
- 本機関へ提出された最新版の脱炭素化ロードマップは、後日、本機関HPに公表されます。

最新版脱炭素化ロードマップの提出手順

2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後対応
業務手順 ①確定情報の提出 システム情報登録 (2/2)

2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後対応
業務手順 ①確定情報の提出 確認結果の受領

■ 電源等情報変更画面から証憑を提出した段階では「仮申込」状態のステータスとなっている電源等情報を検索の上、「申込完了」ボタンをクリックしてください。

■ 容量提供事業者は、証憑の提出後、契約単価の変更要否を本機関にて確認します。

■ 契約単価の変更が必要な場合は、本機関より変更契約書が送付されますので、「5.1 容量確保契約の変更」の手続きを行ってください。契約単価の変更が不要な場合は、本機関より変更不要連絡が通知されます。

契約単価の変更要否の判断 変更要否の連絡

電力広域的運営推進機関
OCCTO

詳細手順については、以下をご参照ください
本資料『2.1系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度支援金額確定後手続き 業務手順①確定情報の提出 システム情報登録』

脱炭素化ロードマップ提出時の主な注意事項※1

- 「最新版の脱炭素化ロードマップ」とは、以下に該当するものを指す。
 - ✓ 改訂後の脱炭素化ロードマップ(資源エネルギー庁から修正依頼がないもの)
 - ✓ 修正後の脱炭素化ロードマップ(資源エネルギー庁の依頼を受けて修正したもの)
- 既に容量市場システムに提出済みのファイルの削除は不要
- 変更理由は特段の事情がない限り、「脱炭素化ロードマップの改訂のため」と記載
- 仮申込と申込完了の2段階の手続きが必要

最新版脱炭素化ロードマップの公表※2

脱炭素化ロードマップ

更新日：2025年7月30日

長期脱炭素電源オークションでは、一部の火力電源が応札しようとする場合には、2050年までの脱炭素化の道筋を記載した「脱炭素化ロードマップ」を作成し、応札前の参加登録において広域機関に提出する必要があります。
また、落札電源の脱炭素化ロードマップは、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に、公表することとしています。
さらに、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂し、その内容を遵守することを求めており、改訂があった場合は、その内容についても公表することとしています。
長期脱炭素電源オークションで落札した電源の脱炭素化ロードマップは、以下のとおりです。

応札年度2024年度

応札年度2024年度では、水素専焼火力(グレー水素に限る)、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス(既設改修に限る)、LNG専焼火力が対象です。
容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果(応札年度2024年度)

応札年度2023年度

応札年度2023年度では、水素専焼火力(グレー水素に限る)、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス(既設改修に限る)、LNG専焼火力が対象です。
容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果(応札年度2023年度)

※「約定結果No.」は容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果のNoを記載しています。

事業者名	電源名	約定結果No [※]	脱炭素化ロードマップ	最終更新日
四国電力株式会社	西条発電所1号機	2024脱炭素電源5	🇯🇵	2025年7月30日
北海道電力株式会社	石狩湾新港発電所3号機	2024LNG専焼火力1	🇯🇵	2025年7月30日
四国電力株式会社	坂出発電所5号機	2024LNG専焼火力2	🇯🇵	2025年7月30日
ゼロワットパワー株式会社	ゼロワットパワー市原発電所	2024LNG専焼火力3	🇯🇵	2025年7月30日
東邦瓦斯株式会社	(仮称)ガス火力発電所	2024LNG専焼火力4	🇯🇵	2025年7月30日
北海道電力株式会社	苫厚真発電所	2023脱炭素電源3	🇯🇵	2025年3月26日
株式会社 コベルコパワー神戸	神戸発電所1号機	2023脱炭素電源11	🇯🇵	2024年7月22日
株式会社「E R A	知多火力発電所8号	2023LNG専焼火力10	🇯🇵	2024年7月22日

※1：詳細は「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編」の『3.1脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応』のうち『3.1.8最新版脱炭素化ロードマップの提出』を参照すること

※2：本機関HP 容量市場 運営関連「脱炭素化ロードマップ」から一部抜粋

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

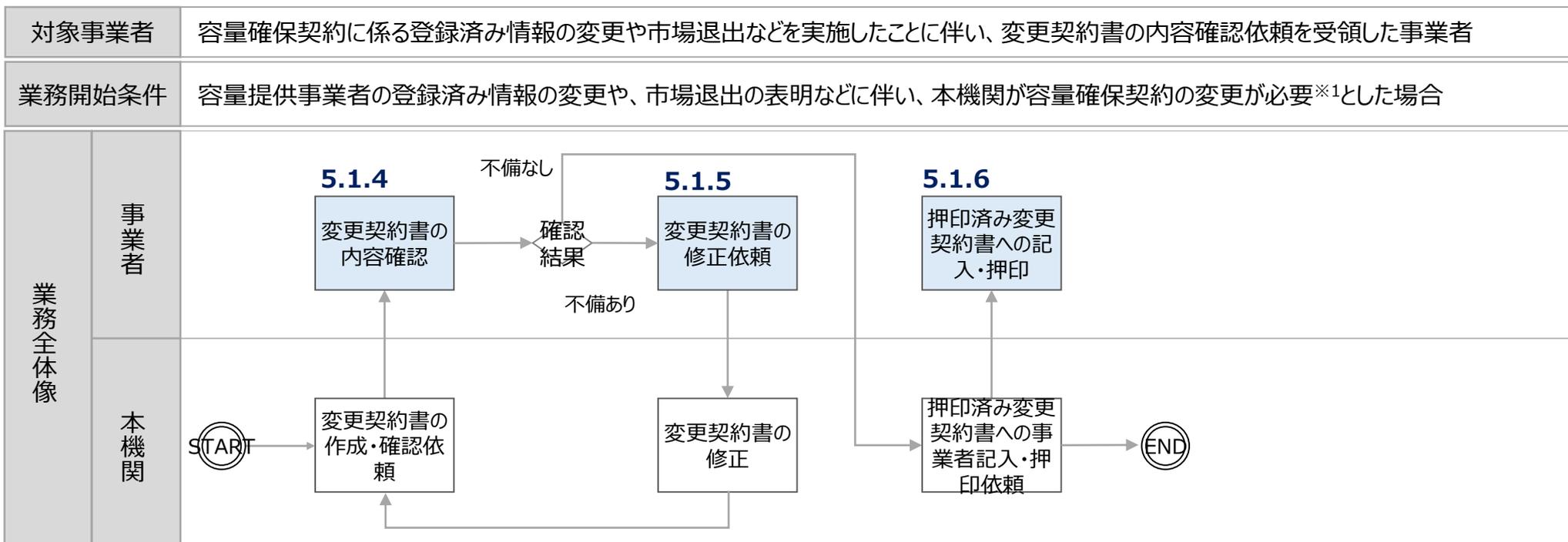
第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問い合わせ連絡先

- 「容量確保契約の変更」業務の対象事業者は、容量確保契約に係る登録済み情報の変更や市場退出等に伴い、容量確保契約の変更が必要になる事業者です。
- 当該業務では、本機関が容量提供事業者の変更申請や市場退出に基づく変更事由を確認の上、変更契約書を作成し、容量提供事業者へ送付します。
- 容量提供事業者は内容を確認し、不備がなければ、両者押印による変更契約の締結を行います。
- 本資料では、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『5.1容量確保契約(変更・解約・解除)』のうち、5.1.4と5.1.6の内容を説明します。



4.1 容量確保契約の変更 (参考) 容量確保契約の変更事由一覧

■ 契約の変更は、容量確保契約に係る以下の変更事由に基づき、本機関が実施します。

No.	約款該当箇所	容量確保契約の変更事由
1	第31条1項①	【市場退出】 契約電源が約款第11条に示す市場退出をした場合
2	第31条1項②	【電源等差替】 約款第10条に示す電源等差替を実施した場合
3	第31条1項③	【供給力提供開始時期の変更】 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合
4	第31条1項④	【供給力提供開始期限のペナルティ】 ※1 約款第13条に基づく「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行により、約款第15条に基づき短縮された約款第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が、終了した場合
5	第31条1項⑤	【系統接続費の確定】 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合
6	第31条1項⑥	【水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定】 契約電源に係る水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度_拠点備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想金額を超えた場合
7	第31条1項⑦	【新設・リプレイスに係る追加投資】 ※1 制度適用期間中の新設・リプレイスに対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合
8	第31条1項⑧	【改修に係る追加投資】 ※1 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合
9	第31条1項⑨	【権利義務及び契約上の地位の譲渡】 約款第32条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
10	第31条1項⑩	【調整不調電源のペナルティ減額】 調整不調電源の容量確保契約金額の減額が決定した場合
11	第31条1項⑪	【電源の契約解除】 複数の契約電源を含む本契約のうち、特定の契約電源が約款第33条3項に基づき契約解除となった場合
12	第31条1項⑫	【事後的な費用増加】 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、約款第6条に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合
13	第31条1項⑬	【その他】 その他、本機関が変更を必要と判断した場合

- 容量提供事業者の登録済み情報の変更や、市場退出等に伴い本機関が容量確保契約の変更が必要と判断した場合、変更契約書を作成し内容確認依頼をメールで連絡します。
- 電子メールを受領後、容量市場システムの期待容量情報詳細画面にて変更契約書を確認してください。修正が必要な場合は電子メールにて修正箇所を連絡してください。

容量市場システム(期待容量情報詳細画面)※1

対象ファイルの名称

容量市場システム	
期待容量情報詳細画面	ログイン日時 : 2019/09/28 16:28 ユーザー名 : 管理者
TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報詳細画面	
期待容量番号	2022000001
事業者コード	A001
参加登録申請者名	参加登録申請者名
電源等識別番号	0000000004
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	電源等の名称 ア
実需給年度	2019
設備容量[kW]	15,000,000
同時最大受電電力[kW]	50,000,000
エリア名	北海道
期待容量[kW]	10,000,000
期待容量情報詳細画面に遷移し、添付ファイル一覧に添付されている変更契約書をダウンロードし確認してください。	
添付ファイル一覧	
No.	添付ファイル
1	A001_変更契約書(本紙)_1_2024XXXX_23年度応札.pdf
2	0000000004_変更契約書(別紙)_1_2024XXXX_23年度応札.pdf
3	A001_変更契約書(補足情報)_1_2024XXXX_23年度応札.pdf

- **変更契約書(本紙)ファイル名 :**
事業者コード_変更契約書(本紙)_変更回数_契約変更日_応札年度
- **変更契約書(別紙)ファイル名**
電源等識別番号_変更契約書(別紙)_変更回数_契約変更日_応札年度
- **変更契約書(補足情報)ファイル名 :**
事業者コード_変更契約書(補足情報)_変更回数_契約変更日_応札年度

【注意事項】

- ✓ 変更契約書は期待容量情報詳細画面からダウンロードの上、ファイルを確認いただきます(詳細な操作方法は本業務をマニュアル参照)
- ✓ 対象事業者が同一応札年度に複数の契約電源を保有する場合、容量提供事業者に係るファイルの授受は、電源によらず、同一応札年度内で「電源等識別番号」が最小の電源の「期待容量情報詳細画面」の1画面上で行います

- 変更契約書(本紙)には容量提供事業者に係る契約情報が記載されています。
- 変更契約書(本紙)に係る確認観点をもとに内容を確認してください。

変更契約書(本紙)イメージ

変更契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（応札年度2023年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、甲と乙との間で2024年7月1日に締結した容量確保契約書（以下「原契約」という。）を変更することとし、この変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。
なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

1. 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び応札年度は、以下のとおりであることを確認する。

容量提供事業者	BBB電力（2B3M）
応札年度	2023年度
契約期間	約款に記載のとおり

2. 甲及び乙は、以下の日付をもって原契約を変更する。

変更契約締結日	2024年9月1日
---------	-----------

3. 甲及び乙は、以下の理由により原契約（容量確保契約書（本紙/別紙））を変更することに合意する。

変更理由	
------	--

4. 甲及び乙は、原契約（容量確保契約書（本紙））の容量確保契約金額および契約容量を以下のとおり変更することに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）記載の変更後情報のとおりとする。

容量確保契約容量	容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）の通り
容量確保契約金額	容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）記載の算定式を用いて毎年度算出

5. 甲及び乙は、変更契約に伴い発生する経済的ペナルティの金額は以下のとおりであることを確認する。甲は、本変更契約書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

経済的ペナルティ(円)	
ペナルティ振込先	xxx

6. 乙は、前項の経済的ペナルティに関して、容量確保契約約款第15条第2項各号に該当する場合、当該各号に記載する金額を甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行期は乙の所在地とする。

7. 第6項及び第7項の規定は、甲が市場退出または供給力提供開始時期の変更に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。

以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲:

乙: 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

変更事由・変更項目ごとの変更契約書(本紙)確認観点※1

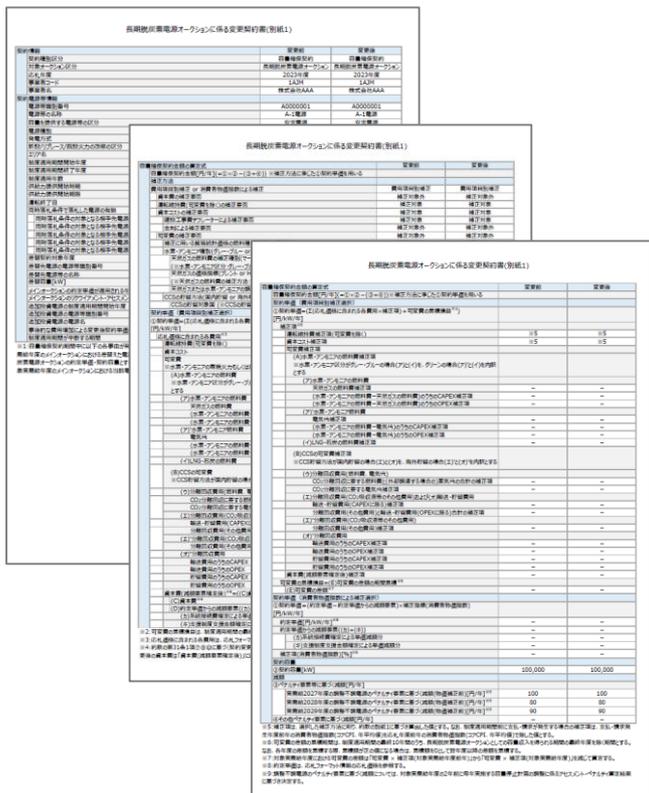
変更事由	変更項目	確認観点
電源等差替	—※2	—※2
市場退出	<ul style="list-style-type: none"> 経済的ペナルティ金額 [円] 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的ペナルティ金額が正しく記載されているか
供給力提供開始時期の変更	<ul style="list-style-type: none"> 経済的ペナルティ金額 [円] 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的ペナルティ金額が正しく記載されているか
系統接続費の確定	—※2	—※2
水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定	—※2	—※2
権利義務及び契約上の地位の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者名 (事業者コード) 	—※2
調整不調電源のペナルティ減額	—※2	—※2
電源の契約解除	—※2	—※2
事後的な費用増加	—※2	—※2

※1：容量確保契約約款第31条1項④「供給力提供開始期限のペナルティ」、第31条1項⑦「新設・リプレースに係る追加投資」、第31条1項⑧「改修に係る追加投資」は2025年度において実施される可能性のないため記載の対象外

※2：別紙項目が変更となるため、本紙においては変更項目なし

- 変更契約書(別紙)には電源ごとの契約情報が記載されています。
- 変更契約書(別紙)に係る確認観点をもとに内容を確認してください。

変更契約書(別紙)イメージ



変更事由・変更項目ごとの変更契約書(別紙)確認観点※1

変更事由	変更項目	確認観点
電源等差替	<ul style="list-style-type: none"> 差替対象年度 差替容量 [kW] メインオークションの約定単価が適用される年度 メインオークションのリク・アセが課される年度 	<ul style="list-style-type: none"> 差替契約書の内容を踏まえて該当項目が正しく変更されているか
市場退出	<ul style="list-style-type: none"> ②契約容量 [kW] 	<ul style="list-style-type: none"> 退出容量を踏まえて該当項目が正しく変更されているか
供給力提供開始時期の変更	<ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期 制度適用期間開始年度 制度適用期間終了年度 	<ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期の変更を踏まえて該当項目が正しく変更されているか
系統接続費の確定	<ul style="list-style-type: none"> 約定単価からの減額要素※2 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の確定に伴い算定された契約単価の減額分、及び契約単価に係る該当項目が正しく変更されているか
水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者名 事業者コード 	<ul style="list-style-type: none"> 権利義務及び契約上の地位の譲渡に伴い該当項目が正しく変更されているか
権利義務及び契約上の地位の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ③調整不調電源のペナルティ要素に基づく減額 	<ul style="list-style-type: none"> 減額通知書の内容を踏まえて該当項目が正しく変更されているか
調整不調電源のペナルティ減額	<ul style="list-style-type: none"> 解除通知書の内容を踏まえて該当電源の別紙が正しく削除されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 解除通知書の内容を踏まえて該当電源の別紙が正しく削除されているか
電源の契約解除	<ul style="list-style-type: none"> ①契約単価 制度適用期間終了年度 事後的な費用増加による変更後契約単価の適用開始年度 制度適用期間が中断する期間 	<ul style="list-style-type: none"> 事後的な費用増加に係る本機関指定の申請フォーマットの内容を踏まえて該当項目が正しく変更されているか

※1：約款第31条1項④「供給力提供開始期限のペナルティ」、第31条1項⑦「新設・リプレースに係る追加投資」、第31条1項⑧「改修に係る追加投資」は2025年度において実施される可能性がないため記載の対象外。

※2：契約単価の補正方法に応じて「約定単価からの減額要素」の適用先を変更する。補正方法として、応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部の補正を選択している場合は、減額要素は「資本費」に適用し、消費者物価指数(コアCPI、年平均値)による補正を選択している場合は、「約定単価」に適用する。

- 変更契約書(補足情報)には経済的ペナルティの算定根拠が記載されています。(変更事由に伴い経済的ペナルティが科される場合のみ作成)
- 補足情報に係る確認観点をもとに内容を確認してください。

変更契約書(補足情報)イメージ

変更契約書(補足情報)

以下では、乙が甲に請求する経済的ペナルティ金額の補足情報として、金額算定根拠を記載する。

<市場退出の場合>

応札年度	2023年度
市場退出年度	2027年度
物価補正	
① 応札前年度消費者物価指数 ¹⁾	101.4
② 市場退出前年度消費者物価指数 ¹⁾	107.1
③ 物価補正項 (②÷①)	1.06
④ 物価補正前契約単価[円/kWh/年]	1,000
⑤ 物価補正後契約単価[円/kWh/年] (④×③)	1,056
⑥ 退出容量[kW]	100,000
経済的ペナルティ[円] (⑤×⑥×10%)	10,560,000

*1: 消費者物価指数 (コアCPI、年平均値) は補正実施時点で総務省により公表されている最新の基準年における「生鮮食品を除く総合」指数を用いる。

<供給力提供開始時期の遵守>

オークション種別・対象実需給年度 ²⁾	メインオークション約定単価[円/kWh] ³⁾	差替を除く契約容量[kW] (②)	経済的ペナルティ金額[円] ⁴⁾ (メインオークションの場合: ①×②×5%) (追加オークションの場合: ①×②×10%)
メインオークション	20XX年度	9,999	9,999,999 (③)
	20XX年度	9,999	9,999,999 (④)
	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑤)
追加オークション	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑥)
	20XX年度	9,999	9,999,999 (⑦)
計			99,999,999 (③+④+⑤+⑥+⑦)

*2: 供給力提供開始時期の変更により、供給曲線へ影響を及ぼしたオークションの種別および対象実需給年度
*3: 供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定単価 (円/kWh)
*4: メインオークション約定単価に差替を除く契約容量を乗算して算出

経済的ペナルティが科される場合ごとの変更契約書(補足情報)確認観点

経済的ペナルティが科される場合	該当箇所	確認観点
<p>【市場退出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 約款第11条1項5号、6号、7号の事由により市場退出となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> <市場退出の場合>における各項目 	<ul style="list-style-type: none"> 算定根拠を踏まえて正しく記載されているか
<p>【供給力提供開始時期の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期についてメインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合 	<ul style="list-style-type: none"> <供給力提供開始時期の遵守>における各項目 	<ul style="list-style-type: none"> 算定根拠を踏まえて正しく記載されているか

■ 送付された本機関押印済みの変更契約書に記入・押印し、押印済みの変更契約書のうち、1部を下記窓口まで送付してください。

変更契約書(本紙)イメージ

変更契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（応札年度2023年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、甲と乙との間で2024年7月1日に締結した容量確保契約書（以下「原契約」という。）を変更することに関し、この変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。
なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

1. 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び応札年度は、以下のとおりであることを確認する。

容量提供事業者	BBB電力（283M）
応札年度	2023年度
契約期間	約款に記載のとおり

2. 甲及び乙は、以下の日付をもって原契約を変更する。

変更契約締結日	2024年9月1日
---------	-----------

3. 甲及び乙は、以下の理由により原契約（容量確保契約書（本紙/別紙））を変更することに合意する。

変更理由	
------	--

4. 甲及び乙は、原契約（容量確保契約書（本紙））の容量確保契約金額および契約容量を以下のとおり変更することに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）記載の変更後情報のとおりとする。

容量確保契約容量	容量市場システムに登録されている変更契約書（別紙）の通り
容量確保契約金額	容量市場システムに登録され

5. 甲及び乙は、変更契約に伴い発生する経済的ペナルティの金額の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金甲の負担とする。

経済的ペナルティ(円)	
ペナルティ振込先	

6. 乙は、前項の経済的ペナルティに関して、容量確保契約約款甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

7. 第6項及び第7項の規定は、甲が市場退出または供給力提供開始時期の規定に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。

以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

指定の箇所に事業者情報及び、記入日を記入し押印してください

押印済み変更契約書の送付先

〒100-6607
東京都千代田区丸の内 1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7 階
電力広域的運営推進機関 長期脱炭素電源オークション契約管理窓口 宛

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録・応札情報の確定

- 2.1 系統接続費及び水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

■ 本業務マニュアルに記載の業務に関してお問合せがある場合は、下記のお問合せページから容量市場FAQをご確認の上、お問合せフォームにてご連絡ください。

<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/otoiawase.html>

問合せページ

Procedure — 各種手続き

容量市場に関するお問合せ

更新日：2025年10月22日

容量市場に関するお問合せ連絡先をご案内します。
恐れ入りますが、お問合せの前にFAQをご覧下さい。

容量市場 FAQ | →

お問合せの前に「容量市場FAQ」をご確認ください。

お問合せフォーム

回答には10営業日程度、内容によってはそれ以上のお時間をいただきます。「至急」「明日午前中までに」とご指定ください。
受付時の自動返信メールが届かない場合、メールアドレスの誤入力などの可能性がございますので、お問合せの際は必ずメールアドレスをご入力ください。

メインオークション・追加オークション、容量市場の参加費などについて | →

長期脱炭素電源オークションについて | →

「長期脱炭素電源オークションについてのお問合せ」よりご連絡ください。

脱炭素化ロードマップ、蓄電池に係る事業計画、応札価格の監視、他市場収益の監視に関するお問合せは以下の窓口にお問合せください。

資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口

(脱炭素化ロードマップおよび蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ) メールアドレス：bz1-chouki-auction@meti.go.jp

電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口

(応札価格の監視に関するお問合せ)：メールアドレス：bz1-ms-decarbonization@meti.go.jp
(他市場収益の監視に関するお問合せ)：メールアドレス：bz1-mp-decarbonization@meti.go.jp

問合せフォーム

長期脱炭素電源オークションについてのお問合せ

以下のフォームに必要な項目を入力の上、送信ボタンをクリックしてください。

大項目 (内容区分) **必須**

「蓄電池に係る事業計画書」については、資源エネルギー庁「他市場収益の監視、応札価格」については、電力・ガス取引監視等委員会までお問合せください。

—選択してください—

小項目 (内容区分) **必須**

大項目 (内容区分) を選択してください

お問合せ内容 **必須**

1000文字以下

所属会社名(組織名) **必須**

所属部署

氏名 **必須**

姓

名

メールアドレス **必須**

入力誤りがなくご確認ください

電話番号 **任意**

添付ファイル **任意**

ファイルが選択されていません

ファイルを選択

※PDF / Word / Excel / PowerPointのドキュメントファイルのみアップロード可です。(10MB以内)

必須項目をご記入の上、送信してください。

内容を送信